

3 世区情第 4 4 号  
令和 3 年 4 月 1 3 日

世田谷区公文書管理委員会  
会長 野 村 武 司 様

世田谷区長 保 坂 展 人

令和 2 年度に作成した保存期間が 1 年未満である公文書の廃棄  
に関する意見聴取について（追加作成分）（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和 2 年 3 月世田谷区条例第 4 号）第 8 条第 2 項  
の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問件名

諮問第 5 号 令和 2 年度に作成した保存期間が 1 年未満である公文書の  
廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）

### 2 諮問理由

令和 2 年度中に作成した、保存期間が 1 年未満である公文書のうち、諮問第  
3 号による意見聴取以降に作成されたものの廃棄の妥当性について、公文書管  
理条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、諮問します。